

様式第7 (平12通産建令3・平27経産国交令1・一部改正)

表

← 8.4センチメートル →	
↑ 12センチメートル ↓	写 真 添 附 面
	<p>第 号</p> <p style="text-align: right;">職 氏 名 生年月日</p> <p>砂利採取法第34条の規定による</p> <p style="text-align: center;">立 入 検 査 証</p> <p style="text-align: center;">年 月 日発行</p> <p>有効期間</p> <p style="text-align: center;">経済産業大臣・経済産業局長 都道府県知事・指定都市の長 国土交通大臣・地方整備局長 北海道開発局長・河川管理者</p> <p style="text-align: right;">㊟</p>

砂 利 採 取 法 抜 粋

第34条 経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、砂利採取業を行う者の事務所、砂利採取場その他その業務を行う場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

2 都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、当該都道府県の区域において砂利採取業を行う者又は当該区域（指定都市の区域及び河川区域等を除く。）において砂利の採取を業として行う者の事務所、砂利採取場その他その業務を行う場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

3 指定都市の長は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、当該指定都市の区域（河川区域等を除く。）において砂利の採取を業として行う者の事務所、砂利採取場その他その業務を行う場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

4 国土交通大臣又は河川管理者は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、河川区域等の区域において砂利の採取を業として行う者の事務所、砂利採取場その他その業務を行う場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

5 前各項の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

6 第1項から第4項までの規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第46条 次の各号のいずれかに該当する者は、三万円以下の罰金に処する。

四 第34条第1項から第4項までの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又はこれらの規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者